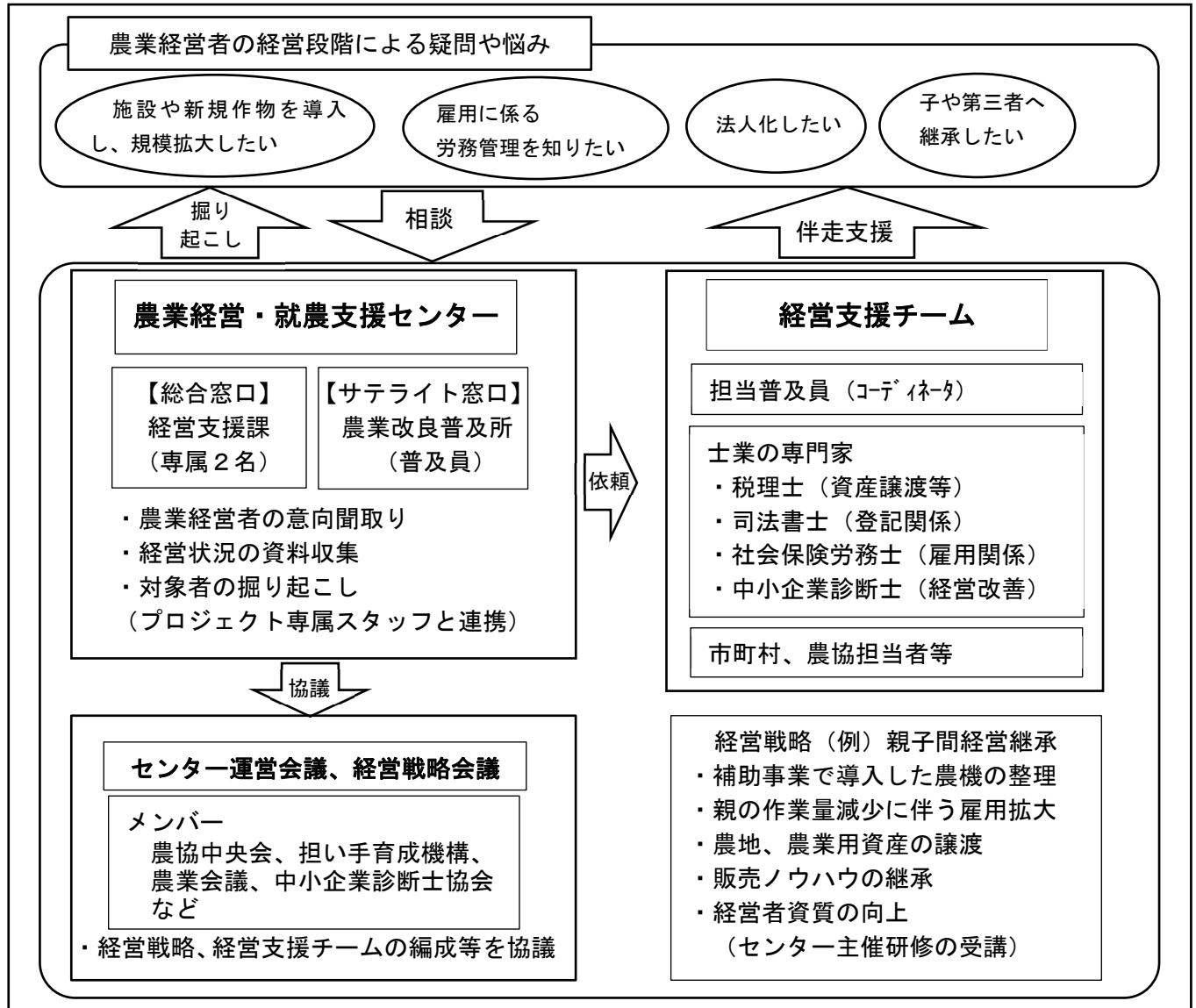


鳥取県農業経営・就農支援センター（経営サポート）の実施体制

【役割】

- 営農意欲のある農業経営者が就農後から経営継承までの間に、創意工夫を活かした経営展開、法人化、経営継承などの経営課題の相談に対応する。
- 課題に応じた経営戦略の策定及び経営支援チームの編成により、伴走型の経営支援を行う。



センター運営会議・経営戦略会議の主要メンバー

- ・鳥取県農業協同組合中央会 農業くらし対策室 室長
- ・(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 専務理事
- ・(一社)鳥取県農業会議 事務局次長兼総務企画課長
- ・(一社)鳥取県中小企業診断士協会 中小企業診断士
- ・経営支援課農業普及推進室 室長、専技主幹(農業経営担当)

農業改良普及所

- ・農業改良助長法の協同農業普及事業に基づき、鳥取県では、7か所に配置している。
鳥取(鳥取市、岩美町)、八頭(八頭町、智頭町、若桜町)、倉吉(倉吉市、湯梨浜町、三朝町)、東伯(北栄町、琴浦町)、西部(米子市、境港市、日吉津村、南部町、伯耆町)、大山(大山町)、日野(日南町、日野町、江府町)
- ・各農業改良普及所に、農業普及指導員を配置し、農業者に対して技術や経営の指導をしている。
普及員は、総合支援(経営サポート活動の主担当)、作物(水稲、大豆等)、野菜・花、果樹、畜産のいずれかを担当している。県内98名。

農業専門技術員

経営支援課に、普及指導員を指導する専門技術員10名(室長を含む)を配置している。